

前回定例会（平成 25 年 7 月 3 日）以降の行政の動き

平成 25 年 8 月 7 日
新潟県防災局原子力安全対策課

1. 安全協定に基づく状況確認

7 月 10 日、柏崎市ととともに、月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- | | | |
|---------|-----------------------|------|
| ・ 6、7号機 | タービン建屋における水溜まり（雨水）の発見 | 現場確認 |
| ・ 7号機 | 原子炉建屋水素処理設備（水素再結合設備） | 現場確認 |

2. 東京電力株式会社 廣瀬社長との面談

7 月 5 日、柏崎刈羽原子力発電所の、原子力規制委員会の適合申請と安全協定に基づく事前了解に関して、泉田知事と東電廣瀬社長との面談が行われました。

3. 甘利経済再生担当大臣との面談

7 月 30 日、泉田知事が甘利明経済再生担当大臣と面談し、東京電力の適合申請について説明しました。面談に関する知事コメントは別紙の通りです。

4. 柏崎刈羽原子力発電所周辺環境監視調査の評価（案）に対する意見の募集結果

平成 24 年度の「柏崎刈羽原子力発電所周辺環境監視調査の評価（案）」について、県民の皆様から意見公募を行ったところ、意見の提出はありませんでした。

5. 新潟県原子力発電所周辺環境監視評価会議

8 月 30 日開催予定（詳細は、放射能対策課までお問い合わせください）

6. その他

7 月 4 日：報道発表〔 柏崎刈羽原子力発電所の安全性の確保についての申し入れ 〕
裏面参照

7 月 29 日：報道発表〔 新潟県の要望に対する原子力規制委員会からの回答及び安全管理に関する技術委員会委員への意見照会について 〕 別紙参照

7 月 29 日：報道発表〔 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機での蛍光灯からの発火について
（第一報）（第二報） 〕 別紙参照

7 月 30 日：報道発表〔 甘利大臣との面談に関する知事コメント 〕 別紙参照

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

柏崎刈羽原子力発電所の安全性の確保についての申し入れ

格納容器フィルタ・ベント設備は、放射性物質を薄めるとはいえ、外部に放出する設備です。

承知している計画内容では、中越沖地震で火災を起こした3号機所内変圧器の不等沈下対策として行った基礎工事対応と異なった対応となっております。

また、誰がどのような状況下で判断し、事前の地元住民への情報連絡はどのように行うかなど運用面も含めた安全性の確認が必要です。

県民の安全・安心を確保するため、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書(以下「安全協定書」という。)を締結していることを踏まえて、貴社に対して次の対応を行うよう申し入れます。

記

1 事前了解

原子力規制委員会への申請前に、安全協定書第3条に基づく事前了解を得ること。

2 設計の変更

事前了解の手續の中で、必要に応じ設計の変更を行うこと。

3 福島第一原子力発電所事故時ベント状況の説明

各号機のベント日時と状況及び地元への情報伝達や発表の状況、その際の責任者と確認状況の説明を行うこと。

平成25年7月4日

新潟県知事 泉田 裕彦

平成25年7月29日

防災局原子力安全対策課

**新潟県の要望に対する原子力規制委員会からの回答及び
安全管理に関する技術委員会委員への意見照会について**

平成25年4月22日、知事が原子力規制委員会を訪問し「原子力発電所の安全対策や住民等の防護対策の強化（注）」を求めていましたが、別紙のとおり、同委員会から「原子力発電所の安全対策」に対する部分について回答が届きました。

「原子力発電所の安全対策」は、主に新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の議論を踏まえて要望した内容となっており、回答内容について検討が必要なため、同委員会の委員に回答を送付してご意見を伺います。

（注）県ホームページに公表しています。

http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/625/39/20130422_yousei.pdf

本件に関するお問い合わせ先
原子力安全対策課長 須貝
Tel 025-282-1690 内6450

(原子力発電所の安全対策について)

(1 シビアアクシデント対策)

シビアアクシデントに対応する専門組織体制について、個別の事業者だけでなく、国として整備してください。また、シビアアクシデントに対応する要員や専門家を育成してください。

原子力災害対策特別措置法の考えに基づき、事故時のオンサイト対応は、一義的に原子力事業者が行うとの考えの下、新規制基準では、重大事故発生時及び大規模損壊時において、重大事故対策等を実施するために必要な組織の体制について整備することを、原子力事業者に対して求めています。

実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準において、「実施組織及び支援組織の実効性等を総合的に確認するための演習等を計画する方針であること」を要求しており、具体的な計画については、個別審査で確認することにしてします。

なお、事故の進展に伴い、原子力事業者の原子力施設事態即応センターに原子力規制委員会委員が派遣され、原子力事業者に助言・指導等を行います。

(2 地震対策)

免震重要棟(緊急時対策所)は事故対応の拠点となる施設であり、原子力施設上の重要度分類に位置づけてください。また、設備の耐震性向上のために、安全性確保に照らし、送電・変電網を含むB・Cクラスの設備を見直してください。

新規制基準の中で、緊急時対策所については、基準地震動に対し、機能を喪失しないように、Sクラスに相当する耐震性を求めるとともに、基準津波の影響を受けないことを求めています。

また、耐震重要度分類の見直しについては、今後予定されている「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」の見直しと併せて行う予定であり、その際に、ご指摘の点も含めて検討する予定としています。

(3 津波対策)

電源盤・ポンプ・非常用電源について、想定する津波の高さに対する施設の裕度の考え方を整理してください。また、防潮堤、水密化などの津波対策施設についても、重要度分類の基準を検討してください。

耐津波設計で重要なのは、津波の高さだけではなく、取水・放水施設や地下部からの浸水対策等も重要となります。津波等の浸水に対し、防護対象となる電源盤、ポンプ、非常用電源のような重要な安全機能を有する設備について、新規制基準における津波防護方針では、敷地への浸水防止、漏水による重要な安全機能への影響防止、重要な安全機能を有する施設の隔離等を組み合わせ、

総合的に安全性を向上させるための要求となっています。

また、防潮堤のような津波に対する防護施設の耐震重要度は、最も高い S クラスとして、基準地震動に対して津波防護機能を損なわないことを要求しております。

(4 新たに判明したリスク)

使用済み燃料プールや集中立地のリスク等、新たに判明したリスクに対応する安全基準を設けてください。また、耐震審査指針の「残余リスク」にどのように対応すべきか、併せて検討してください。

集中立地のリスクについては、東京電力福島第一原子力発電所事故において複数号機が同時にシビアアクシデントに至ったことを踏まえ、同じサイトにある全号機で同時にシビアアクシデントが発生した場合にも対応できるよう、手順書の整備、訓練の実施及び体制を整備することを求めています。また、使用済み燃料プールに対する対策については、大規模損壊時においても使用済み燃料プールの水位を確保するための対策及び燃料の損傷を緩和するための対策を求めています。

なお、残余のリスクに対しては、今回、設計を超える事象に対しても重大事故に至らないようにするためにシビアアクシデント対策を導入しており、仮に基準地震動を超える地震動によって施設の安全機能に影響が及んだ場合においても、シビアアクシデント対策を講じることにより、施設外への放射性物質の大量放出を抑制すること等を求めています。

(5 過酷な環境下での現場対応等)

① 現場対応の在り方

高線量下において作業をすることを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員の作業に関連する法整備を検討してください。

放射線業務従事者の線量限度については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」に規定されています。

この線量限度以下のできる限り低い被ばく線量の下で、現場対応ができるようシビアアクシデント対応の体制を求めていきます。

例えば、重大事故等への対処においては、可搬型重大事故等対処設備の設置場所への遮へい物の設置その他の必要な措置を求めて、作業員の生命と健康が保障されることを審査の中で確認することとしています。

また、新規制基準では、原子炉設置者は、放射線防護について、「実用発電用原子炉施設の設置、運転等に関する規則」に規定される保安措置や保安規定に定められた防護措置を講ずることが義務付けられています。

② 周辺道路等の整備

国等において、重要設備へのアクセスルートに加え、要員参集や資機材輸送に用いる発電所周辺道路等を整備してください。

新規制基準等の内容に直接関係はありませんが、原子力規制委員会、原子力規制庁の今後の活動に当たっての参考といたします。

(6 重大事項の意思決定)

原子力災害時における海水注入等の重大事項の決定については、経営への配慮等により遅れが生じないよう誰がどう対応すべきかあらかじめ検討し、さらに、経営上大きな影響のある判断を躊躇なく行えるよう、国として廃炉となった場合の保険制度などを整備してください。

新規制基準では、重大事項の決定に遅れが生じないよう、「発電用原子炉設置者において、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針が適切に示されていること。」を要求しています。

そのため、新規制基準では、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準において、「炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準をあらかじめ明確化する方針であること。（ほう酸水注入系(SLCS)、海水及び格納容器圧力逃がし装置の使用を含む。）」を求めています。

なお、必要に応じて、国は原子炉等規制法に基づく命令を原子力事業者に対して行うことができます。

(7 安全対策への取組みや考え方)

① 安全対策の在り方

国は、安全に関する個別事項だけでなく、大局的な視点で安全対策を組立てることが必要であり、世界の動向を注視し、積極的かつ継続的に規制に取り組むとともに、事業者の継続的な安全向上の努力を積極的に促すような規制をしてください。

安全の追及には終わりはなく継続的な安全向上が重要である、というのが原子力規制委員会の姿勢です。

事業者は、原子力発電所の安全確保の一義的責任を負います。規制当局が、原子力発電所の安全性に関する証明責任や説明責任を負っていると履き違えると、安全神話に逆戻りしてしまいます。

原子力規制委員会は、原子力発電所が規制の基準を満たしているか否かを確認し、その結果により達成される安全レベルの説明を行うことを役割とします。

また、原子力規制委員会は、その時点での最新の科学的知見を反映し、かつ、実現しうるものとして規制を定める必要があります。他方、事業者は、常に規

制以上の安全レベルの達成を目指す必要があります。この両者が相まって継続的な安全向上が達成されることとなります。

このため、基準を超えた範囲での事業者の自主的努力も組み込んだ形で、原子炉の安全性を総合的に評価させ、届け出させる制度が本年12月に施行されることとなっており、現在制度の詳細を検討しているところです。

(7 安全対策への取り組みや考え方)

② 規制の技術レベルの向上

規制と事業者の逆転現象が生じないように、規制の技術レベルを向上させる仕組みを構築し、機器故障や自然災害だけでなく、テロに対する備えや、米国のいわゆる「B. 5. b」のような考え方も取り入れて対応してください。

いわゆるテロ(武力攻撃)に対する備えについては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の下で、対策を講じることになっています。

また、警察、海上保安庁、自衛隊は、万一の事態に対応可能な連携体制を構築しています。

米国の B.5.b とは、故意による航空機衝突等のテロ対策として規制要求されているものです。日本においても、これを参考に、新規制基準の中で、テロに対する備えとして、意図的な航空機衝突等によりプラントが大規模に損傷した状況において、消火活動の実施や、炉心や格納容器の損傷を緩和するための対策を求めているところです。なお、テロ対策に関する審査にあたっては、より詳細に行います。

平成25年7月29日
19時45分
防 災 局

柏崎刈羽原子力発電所6号機での蛍光灯からの発火について

東京電力から、本日18時49分頃に定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所6号機タービン建屋1階で蛍光灯から発火があったとの報告を受けました。

消防に通報し、柏崎市消防本部が現場確認中です。初期消火することなく、鎮火しているとのことです。

なお、火災発生場所は原子炉、タービン発電機の運転に直接関係するところではなく、この火災による放射能漏れはないとのことです。

また、県が実施している放射線モニタリング観測では、異常な値は検出されていません。

放射線の監視状況は下記からリアルタイムでご確認いただけます。

<http://housyasen.a.1a9.jp/>

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課 須貝

(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

平成25年7月29日
21時50分
防 災 局

**柏崎刈羽原子力発電所6号機での蛍光灯からの発火について
(第2報)**

定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所6号機タービン建屋1階で蛍光灯から発火があった件について、柏崎市消防本部の現場確認の結果、21時10分に火災（ぼや）と判定されました。

東京電力によると、焼損については蛍光灯の器具のみで、建物への延焼はないとのことです。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全広報監 藤田

(直通) 025-282-1694 (内線) 6451

甘利大臣との面談に関する知事コメント

本日、甘利経済再生担当大臣と面談し、東京電力の適合申請について以下のようにご説明申し上げました。しかし、時間切れで結論を得ることができませんでした。

- ・原子力規制委員会への申請は設備の完成時期の明示が必要であり、申請後に自治体との合意で基礎から作り直す可能性もあるため、先行申請の意義が理解できないこと
- ・住民の被ばくを避けるための運用について、自治体と合意がないと原子力規制委員会は審査できないはずであること
なお、以下の懸念の点についてもご説明申し上げました。
- ・フィルター付きベント設備は、放射性物質を薄めるとはいえ外部に放出する設備であること
- ・フィルター付きベント設備の基礎が、中越沖地震で火災を起こした3号機所内変圧器の不等沈下対策として行った基礎工事対応と異なった対応となっていること
- ・住民の被ばくを避けるため、自治体と協議の上、性能を設定することが必要であり、また、格納容器ベントの実施を誰がどのような状況下で判断し、事前の地元住民への情報連絡はどのように行うかなど運用面も含めて安全性の確認が必要であること

また、原子力規制委員会が示した規制基準では、過酷事故が起きた際の事故収束の体制が不十分であること等について申し上げます。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全広報監 藤田
(直通) 025-282-1694 (内線) 6451

委員質問・意見等

第121回定例会（7月3日）受付分

（武本（和）委員）

● 規制委員会・県・市・村と東京電力 に対する 質問

別紙で質問します。

「もし、職務思考のためには生命を危険にさらすことを前提とした労働契約がなされないような、原発運用組織ならば、市民はこれらの組織に原発の運転を任せることができないと考えます。

よって、運転を任せると適した組織が存在しないのならば、原発の再稼働・設置を許してはいけないと考えますが、何よりも国民の生命・財産を守ることを第一義としている規制委員会、新潟県、柏崎市、刈羽村はどのように考えるか、明確に答えていただきたい。」

○新潟県回答

高線量下において作業をすることを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員の作業に関連する法整備の検討が必要と考えており、原子力規制委員会に要望しています。

本日、原子力規制委員会に対し規制基準等に関する質問を行い、併せて、委員長への面談を求めました。

平成25年4月22日付けで要請しておりました「原子力発電所の安全対策や住民等の防護対策について」のうち、原子力発電所の安全対策について、7月10日に回答がありました。

現在、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会委員のご意見をいただくなど、質問事項を再度整理しておりますが、まずは規制基準策定にかかる基本的な考え方等について別紙のとおり質問しました。

併せて、原子力規制委員長に直接説明する機会を設けていただくよう求めました。

※ 本日、県原子力安全対策課長が原子力規制庁政策評価・広聴広報課へ別紙文書により要請しました。

本件についてのお問い合わせ先

防災局次長 熊倉

(直通) 025-282-1830 (内線) 6402

平成 25 年 8 月 7 日

原子力規制委員会委員長
田中 俊一 様

新潟県知事 泉田 裕彦

規制基準と説明責任について

平成 25 年 4 月 22 日付けで要請しておりました事項のうち、原子力発電所の安全対策について、7 月 10 日に回答をいただきました。

しかしながら、いただいた回答では、事故時のオンサイト対応は一義的に原子力事業者が行うこととしている等、福島第一原子力発電所事故を踏まえると、実効性のある対策としては不十分と考えます。

現在、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会委員のご意見をいただくなど、質問事項を再度整理しておりますが、まずは 4 月 22 日の要請の基本的な考え方に関する次の事項について回答いただくとともに、直接説明させていただく機会を設けてくださいますようお願いいたします。

1. 福島第一原子力発電所事故の検証・総括と規制基準について

福島第一原子力発電所事故から 2 年以上が経過した現在においても、事故の責任の所在が依然として明らかにされていないなど、検証・総括は不十分であると考えております。

福島第一原発事故の検証・総括なくして、なぜ規制基準が作れ、事故率の計算ができるのか説明してください。

2. 原子力規制委員会の説明責任について

権限があるところには説明責任があります。新潟県知事名の 4 月 22 日付けの要請や、5 月 9 日付けのパブリックコメント等は、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会の専門家の意見を踏まえたものです。

田中委員長は 3 月 13 日の記者会見で「新潟県知事の質問にいちいち回答する義務はない」と発言されておりますが、原子力規制委員会の説明責任をどのように考えているのか説明を求めます。